

## 産業廃棄物種類別重量換算係数

※ 下記の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類に、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて算定してください。

| 産業廃棄物の種類   | 換算係数 |
|--|------|
| 1 燃え殻  | 1.14 |
| 2 汚泥   | 1.10 |
| 3 廃油   | 0.90 |
| 4 廃酸   | 1.25 |
| 5 廃アルカリ  | 1.13 |
| 6 廃プラスチック類   | 0.35 |
| 7 紙くず  | 0.30 |
| 8 木くず  | 0.55 |
| 9 繊維くず   | 0.12 |
| 10 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物   | 1.00 |
| 11 とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物  | 1.00 |
| 12 ゴムくず  | 0.52 |
| 13 金属くず  | 1.13 |
| 14 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず   | 1.00 |
| 15 鋳さい   | 1.93 |
| 16 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物   | 1.48 |
| 17 動物のふん尿  | 1.00 |
| 18 動物の死体   | 1.00 |
| 19 ばいじん  | 1.26 |
| 20 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの  | 1.00 |
| 備考   |      |
| 1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。第9条において「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に掲げる廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類と、同表の第7号から第20号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第1号から第13号までの各号にそれぞれ掲げる廃棄物とする。 |      |
| 2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。   |      |